

2018 年度事業計画

1 本年度の事業運営の基本方針

一般社団法人川崎地方自治研究センター一定款第 3 条に定める目的のため、自治体行財政の調査・研究などの事業を行います。

2 事業内容

(1) 自治体行財政関係資料の収集

- ①川崎市が発行する主な資料・刊行物を収集します。
- ②各地方自治研究センターが発行する主な資料・刊行物を収集します。
- ③地方自治に関する文献や定期刊行物、図書等の資料を収集します。
- ④川崎市政と市民活動に関する情報を収集します。
- ⑤収集した書籍・資料のデータベース化をはかり、ホームページで公開します。

(2) 自治体行財政に関する調査・研究

- ①川崎市行財政の調査・研究を進めます。
- ②神奈川県地方自治研究センターを中心に、県内自治研センターと連携した大都市制度、地方財政の研究を進めます。
- ③神奈川県地方自治研究センターが作成した財政分析ソフト「神奈川システム」を活用した財政分析に取り組みます。

(3) 民主的自治体行政を推進するための政策研究

- ①団体会員と連携し、市政の課題、問題点等の研究を進め、市民の視点からよりよい川崎のまちづくりに向けて検証・提言を行います。
- ②市民と職員がともに学習することのできる機会を提供します。
- ③法制度変更に伴い生じるさまざまな課題に対し、当事者意見を反映させた検証・政策提言を行います。
- ④東日本大震災以降も 2016 年 4 月に熊本地震、この 6 月にも大阪北部地震が発生し、大きな被害をもたらしています。6 月 26 日、30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率を示した「全国地震動予測地図」では、横浜市が全国で 2 番目に高く 82%とされています。これまで川崎市は災害時に被災地支援として職員を派遣してきましたが、その経験等を活かして、川崎で災害が起こった際に、どのような支援の受け入れ態勢を構築していく必要があるのか調査・研究を進めます。

(4) 子どもの権利に関する事業委託

子どもたちが幅の広い視点を獲得し、自由な感性をはぐくめる環境を提供するため、プログラム、連携等の経験・知識・人材を有する（一般財団法人）川崎教職員会館に包括的に事業を委託します。

(5) 社会問題に関する調査、研究および啓発

- ①市民、職員に関わるさまざまな社会問題について、諸団体と連携して調査、研究を行い、広く啓発活動を行います。
- ②多文化共生を推進する川崎市でヘイトスピーチが行われていることから、ヘイトス

ピーチに関わる課題について調査・研究・啓発を行い、市民活動を支援しながら条例策定を旨として活動します。

③また、障がい者を取り巻く課題や、LGBT に関わる課題について調査・研究・啓発を行います。

(6) 市民運動・活動との連携

①生活クラブ生協・川崎市教職員組合・川崎市職員労働組合・神奈川ネットワーク運動との共同開催による「平和と生活のつどい」に取り組みます。

②川崎市職員・市民の自発的な研究活動を支援します。

③会員団体との連携・協力事業に取り組みます。

④子どもの貧困に関わる調査を行うとともに、ネットワークのあり方について会員団体等と連携しながら活動を行います。

(7) 研究成果をはじめとする情報の発信及びゆるやかなネットワークの形成

①ホームページの内容を充実させ、月間閲覧者数 1,000 人を目指します。

②研究員等の研究成果、調査報告書を随時刊行します。

③クォータリー「かわさき通信」の発行を継続します。

④Facebook を利用した情報発信と交流を進めます。

(8) 会員提案事業について

特別事業については 2016 年 9 月、『周年事業を含め概ね隔年の事業として、会員の提案を基本に理事会で定める』とし、2015 年度決算において特別事業引当金を新たに計上しました。その事業実施を『周年事業を含め概ね隔年』としましたが、事務所移転に伴う管理費の節減などにより、提案事業については周年事業と分離し毎年実施することとします。(別添の実施要領参照)

(9) その他

①学習会の開催

会員を対象とした時節の課題に即した学習会の開催を検討します。

②受託事業

各種団体等からの依頼に応じて事業を進めます。

③交流の推進

他都市および県内の各地方自治研究センターとの交流。

「川崎・富川市民交流会」を中心とする富川市、および国内外の都市の自治体職員、NPO、研究機関との交流を進めます。

④外国語講座支援

他団体・個人の協力による英語、ハンデル、イタリア語等の講座開設支援を継続します。

⑤震災・原発事故関連

東日本大震災、福島第一原発事故の発生から 7 年が経過しましたが、福島県では今なお県外避難者が 3 万人を超え、被災者支援が必要となっています。引き続き関係資料の収集・貸出および学習会等を開催し啓発をはかるとともに、継続的な被災者支援が行えるよう関係団体と連携を進めます。また、原発事故当時に 5 歳から 18 歳だった

方を対象に甲状腺の被ばく状況を検査している甲状腺エコー検診神奈川の会の活動を支援します。

3 資金計画等について

- (1) 収入については事業収益に期待できず、会費収入がほぼすべてとなります。
- (2) 管理費の大半を占める賃借料を軽減するため、2017年11月に事務室を市労連会館に移転しました。この経費節減効果は年度換算で約250万円となります。
- (3) 2015年度途中から、事務補助職員の行っていた管理事務に役員等が従事することなどで、管理人件費を軽減させましたが、役員等の事務所不在時の不都合などを指摘されておりました。市労連会館内の新事務室は、川崎市職員生活協同組合の事務室と同区画にあり、施錠・解錠など同組合に協力をお願いすることとしました。対価として、事務室賃料の半額相当額を負担することとします。
- (4) 2019年度に35周年事業として想定していた「東日本大震災被災地の現状調査」を1年前倒すこととし、周年事業引当金の一部を取り崩します。

川崎地方自治研究センター会員提案事業実施要領

1 趣旨

(一社)川崎自治研究センター(以下「自治研センター」という)の目的に沿いつつ、会員の活動の一層の充実強化に資するため、新たに会員の自主的な提案事業制度を設ける。

2 対象事業

- (1) 会員が抱える課題に関し、中長期的観点から課題解決の方向性等の検討に関する調査研究。
- (2) 会員の活動の一環として実施されるイベント、シンポジウム等。
- (3) 会員の活動の歴史等をまとめた冊子・資料集等の編集及び出版。
- (4) その他、自治研センターの活動目的に沿った事業。
- (5) 上記の規定にかかわらず、次のものは対象外とする。
 - ① 特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの
 - ② 施設等の建設や整備を目的とするもの
 - ③ 公序良俗に反するもの

3 手続

- (1) 事業の概要、期間、費用等を明記した企画書を自治研センター事務局に提出する。
- (2) 提案の時期は、毎年度8月末と1月末の2回とする。

4 提案の諾否等

- (1) 提案の審査は自治研センター理事会が行い、諾否を決定する。
- (2) 自治研センターは、事業を円滑に実行するため、自治研センターが蓄積する知見や人脈などを活用し、提案事業に協力しなければならない。

5 事業期間及び事業費

- (1) 事業期間は、当該年度内とする。ただし、理事会で、継続が適当と判断した場合は、2年を限度に継続する。
- (2) 事業費は、企画等の内容に基づき理事会で決定する。

6 実施結果の取扱い

事業実施会員は、当該事業の実施中の中間報告、事業終了後の最終報告及び当該事業に対する自己評価を行うものとする。

7 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要領は、2017年8月1日から施行する。